

漁業の種類	漁獲努力量
大型定置漁業	76 (単位：免許統数)

(別紙1-2 まいわし対馬暖流系群)の第2の(2)、第3、第4、第5を次のように改める。

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を当該知事管理区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

大型定置漁業(漁業法第60条第3項で定める定置漁業、以下同じ。)においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量
大型定置漁業	76 (単位：免許統数)

第5 その他資源に関する重要事項

該当なし

(別紙1-3 するめいか)の第4の表を次のように改める。

漁業の種類	漁獲努力量
大型定置漁業	76 (単位：免許統数)

(別紙1-6 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群)の第4の表を次のように改める。

漁業の種類	漁獲努力量
大型定置漁業	76 (単位：免許統数)

(別紙1-7 ずわいがに日本海系群A海域)の第5の次に、次の(別紙1-8 かたくちいわし対馬暖流系群)、(別紙1-9 うるめいわし対馬暖流系群)を加える。

(別紙1-8 かたくちいわし対馬暖流系群)

第1 特定水産資源

かたくちいわし対馬暖流系群（体色が銀色のものをいう。以下この別紙の第2から第3において同じ。）

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

富山県かたくちいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、かたくちいわしの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

富山県に住所または主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がかたくちいわしを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を当該知事管理区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

かたくちいわし対馬暖流系群のうち、しらす（かたくちいわし対馬暖流系群のうち、体色が銀色のもの以外のものをいう。以下この別紙において同じ。）を漁獲対象とする漁業について、しらすを漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないように努める。

第5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の本則の第1の2（5）に定めるステップアップ管理を行う。

(別紙1-9 うるめいわし対馬暖流系群)

第1 特定水産資源

うるめいわし対馬暖流系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

富山県うるめいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、うるめいわしの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

富山県に住所または主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がうるめいわしを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を当該知事管理区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし

第5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の本則の第1の2（5）に定めるステップアップ管理を行う。

(別紙3-1 まだい日本海)の第2及び第3を次のように改める。

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を、令和15年までに中位以上(※)に維持する。なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表

された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

富山県漁業調整規則を遵守させる。

また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

(別紙3-2 べにずわいがに日本海系群)の第2及び第3を次のように改める。

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における知事許可水域の資源量指標値を、提案された目標管理基準値案付近に維持する。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

富山県漁業調整規則を遵守させる。

また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

(別紙3-3 ひらめ日本海北部系群)の第2及び第3を次のように改める。

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を令和15年までに、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

富山県漁業調整規則を遵守させる。

また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

(別紙3-4 ぶり)の第2及び第3を次のように改める。

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を令和15年までに、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

富山県漁業調整規則を遵守させる。

また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

(別紙3-5 さわら日本海・東シナ海系群)の第2及び第3を次のように改める。

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における資源量指標値を令和15年までに、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

富山県漁業調整規則を遵守させる。

また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が

向上するように努めることとする。

(別紙3-6 かたくちいわし対馬暖流系群)を削る。

(別紙3-7 あかむつ日本海)を(別紙3-6 あかむつ日本海)に改め、第2及び第3を次のように改める。

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において高位(※)の資源水準を維持する。なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

富山県漁業調整規則を遵守させる。

また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

(別紙3-8 うまづらはぎ日本海・東シナ海系群)を(別紙3-7 うまづらはぎ日本海・東シナ海系群)に改め、第2及び第3を次のように改める。

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を令和15年までに、中位(※)以上に回復させる。なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

富山県漁業調整規則を遵守させる。

また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

(別紙3-9 ほっこくあかえび日本海系群)を(別紙3-8 ほっこくあかえび日本海系群)に改め、第2及び第3を次のように改める。

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において高位(※)の資源水準を維持する。なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合は、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

富山県漁業調整規則を遵守させる。

また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

(別紙3-10 ばい類富山県周辺海域)を(別紙3-9 ばい類富山県周辺海域)に改め、第2及び第3を次のように改める。

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近10年間(平成25年から令和4年まで)の平均値(114トン)の上下それぞれ20%の範囲(91~137トン)に維持する。なお、この資源管理の方向性は、国の資源評価で資源水準が定められるまでの間に用いることとする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

富山県漁業調整規則を遵守させる。

また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

(別紙3-11 しらえび日本海北部)を(別紙3-10 しらえび日本海北部)に改め、第2及び第3を次のように改める。

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において高位(※)の資源水準を維持する。なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。なお、この資源管理の方向性は、国の資源評価で資源水準が定められるまでの間に用いることとする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

富山県漁業調整規則を遵守させる。

また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

(別紙3-12 ほたるいか日本海)を(別紙3-11 ほたるいか日本海)に改め、第2及び第3を次のように改める。

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、直近25年間(平成10年から令和4年まで)の年間漁獲量のうち、上位の4分の1(2,207トン)を超える漁獲量を高位、下位の4分の1(1,284トン)を下回る漁獲量を低位、その中間(1,284~2,207トン)を中位とし、中位以上の漁獲量を維持することを目指す。なお、この資源管理の方向性は、国の資源評価で資源水準が定められるまでの間に用いることとする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

富山県漁業調整規則を遵守させる。

また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を

促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

(別紙3-13 そうだかつお類富山県周辺海域)を(別紙3-12 そうだかつお類富山県周辺海域)に改め、第2及び第3を次のように改める。

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、直近25年間(平成10年から令和4年まで)の年間漁獲量のうち、上位の4分の1(2,908トン)を超える漁獲量を高位、下位の4分の1(755トン)を下回る漁獲量を低位、その中間(755~2,908トン)を中位とし、中位以上の漁獲量を維持することを目指す。なお、この資源管理の方向性は、国の資源評価で資源水準が定められるまでの間に用いることとする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

富山県漁業調整規則を遵守させる。

また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

(別紙3-14 あかかます富山県周辺海域)を(別紙3-13 あかかます富山県周辺海域)に改め、第2及び第3を次のように改める。

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、直近25年間(平成10年から令和4年まで)の年間漁獲量のうち、上位の4分の1(683トン)を超える漁獲量を高位、下位の4分の1(413トン)を下回る漁獲量を低位、その中間(413~683トン)を中位とし、中位以上の漁獲量を維持することを目指す。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

富山県漁業調整規則を遵守させる。

また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

(別紙3-15 しいら日本海)を(別紙3-14 しいら日本海)に改め、第2及び第3を次のように改める。

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、直近25年間(平成10年から令和4年まで)の年間漁獲量のうち、上位の4分の1(685トン)を超える漁獲量を高位、下位の4分の1(310トン)を下回る漁獲量を低位、その中間(310～685トン)を中位とし、中位以上の漁獲量を維持することを目指す。なお、この資源管理の方向性は、国の資源評価で資源水準が定められるまでの間に用いることとする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

富山県漁業調整規則を遵守させる。

また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

(別紙3-14 しいら日本海)の第4の次に、次の(別紙3-15 あおりいか富山県周辺海域)、(別紙3-16 わかめ富山県周辺海域)、(別紙3-17 てんぐさ富山県周辺海域)を加える。

(別紙3-15 あおりいか富山県周辺海域)

第1 水産資源

あおりいか富山県周辺海域

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、直近25年間（平成10年から令和4年まで）の年間漁獲量のうち、上位の4分の1（337トン）を超える漁獲量を高位、下位の4分の1（185トン）を下回る漁獲量を低位、その中間（185～337トン）を中位とし、中位以上の漁獲量を維持することを目指す。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

富山県漁業調整規則を遵守させる。

また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

（別紙3-16 わかめ富山県周辺海域）

第1 水産資源

わかめ富山県周辺海域

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近10年間（平成25年から令和4年まで）の平均値（681キログラム）の上下それぞれ20%の範囲（545～818キログラム）程度で維持することを目指す。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

富山県漁業調整規則を遵守させる。

また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-17 てんぐさ富山県周辺海域)

第1 水産資源

てんぐさ富山県周辺海域

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近7年間（平成28年から令和4年まで）の平均値（3,798キログラム）の上下それぞれ20%の範囲（3,038～4,557キログラム）程度で維持することを目指す。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

富山県漁業調整規則を遵守させる。

また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

富山県告示第4号

知事管理漁獲可能量の公表について

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、以下の特定水産資源に関する令和6管理年度の同項に掲げる数量を令和5年12月11日付けで以下のとおり定めたので、同条第4項の規定により公表する。

令和6年1月10日

富山県知事 新 田 八 朗

まあじ、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群に関する令和6管理年度（令和6年1月1日から12月31日まで）における漁業法第16条第1項に掲げる数量は、次のとおりとする。

第1 まあじ

- 1 富山県に配分された都道府県別漁獲可能量
現行水準
- 2 知事管理区分と知事管理漁獲可能量

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
富山県まあじ漁業	現行水準

第2 まいわし対馬暖流系群

- 1 富山県に配分された都道府県別漁獲可能量
現行水準
- 2 知事管理区分と知事管理漁獲可能量

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
富山県まいわし漁業	現行水準

第3 かたくちいわし対馬暖流系群

- 1 富山県に配分された都道府県別漁獲可能量
77,000トンの内数
- 2 知事管理区分と知事管理漁獲可能量

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
富山県かたくちいわし漁業	77,000トンの内数

第4 うるめいわし対馬暖流系群**1 富山県に配分された都道府県別漁獲可能量**

44,000トンの内数

2 知事管理区分と知事管理漁獲可能量

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
富山県うるめいわし漁業	44,000トンの内数

富山県告示第5号

地域森林計画の樹立について

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により庄川地域森林計画を令和5年12月26日にたてたので、同法第6条第7項の規定により次のとおり公表する。

令和6年1月10日

富山県知事 新田 八朗

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁、高岡市役所、射水市役所、氷見市役所、砺波市役所、小矢部市役所及び南砺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

富山県告示第6号

地域森林計画の変更について

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により神通川地域森林計画を令和5年12月26日に変更したので、同法第6条第7項の規定により次のとおり公表する。

令和6年1月10日

富山県知事 新田 八朗

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁、富山市役所、魚津市役所、滑川市役所、黒部市役所、上市町役場、立山町役場、入善町役場及び朝日町役

場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

農地を利用する権利の設定の裁定

下記農地について、農地法（昭和27年法律第 229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定に基づき、利用権を設定する裁定をしたので、同法第41条第3項の規定に基づき公告する。

令和6年1月10日

富山県知事 新 田 八 朗

1 農地の所在等

所在及び地番	地区	地目	面積 (㎡)
南砺市松原字中島1888番1	苗島	田	208
南砺市苗島字壺番島 250番1		田	3.3
南砺市苗島字壺番島 251番1		田	228
南砺市苗島字壺番島 252番		田	155
南砺市苗島字壺番島 253番		田	72
南砺市苗島字壺番島 254番		田	112
南砺市苗島字壺番島 255番		田	224
南砺市苗島字壺番島 256番		田	168
南砺市苗島字壺番島 257番		田	109
南砺市苗島字壺番島 258番		田	267
南砺市苗島字壺番島 259番		田	99
南砺市苗島字壺番島 260番		田	122
南砺市苗島字壺番島 267番		田	175
南砺市苗島字壺番島 268番		田	198
南砺市苗島字壺番島 269番		田	69

南砺市苗島字壱番島 270番	遊部	田	122
南砺市苗島字壱番島 271番		田	409
南砺市苗島字壱番島 272番		田	145
南砺市苗島字壱番島 277番		田	42
南砺市苗島字壱番島 331番		田	188
南砺市苗島字壱番島 332番		田	340
南砺市苗島 520番		田	2,198
南砺市遊部 649番 1		田	613
南砺市遊部 650番 1		田	1,011
南砺市遊部 720番		田	893
南砺市遊部3101番5		田	14
南砺市遊部 723番		田	181の内55
南砺市遊部 724番 1		田	990
南砺市遊部3101番10		田	18
南砺市遊部 725番 1	田	842	
南砺市遊部 726番 1	田	987	
南砺市遊部 727番 1	田	945	

2 農地を利用する権利の内容等

地区	内容	始期	存続期間	借賃に相当する 補償金の額
苗島	利用権	令和6年3月31日	5年	31,030円
遊部	利用権	令和6年3月31日	6年	147,072円

3 農地を利用する権利が設定された農地間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人 富山県農林水産公社 理事長 横田 美香

富山市舟橋北町4番19号

4 農地の所有者等の情報

登記名義人 塚本 重英

片岸 満

5 補償金の支払の方法

当該農地を利用する権利の始期までに富山地方法務局砺波支局に供託する。

6 補償金の還付について

農地の所有者等は富山地方法務局砺波支局において、補償金の還付を受けることができる。